

《お詫びと訂正》

『改訂新版 個人情報保護士認定試験 公式精選問題集』

■本書の記述で不十分な箇所がありましたので、訂正してお詫び申し上げます。

【2024年7月4日現在】

頁	問題番号	訂正箇所	訂正前	訂正後
35	25	解説文 イ	…個人関連情報取扱事業者に該当する。	… <u>個人情報取扱事業者</u> に該当する。
61	41	解説文 エ	学術研究機関である個人情報取扱事業者が、要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要がある場合は、あらかじめ本人の同意を得ずに要配慮個人情報を取得することができる（法20条2項5号）。	学術研究機関である個人情報取扱事業者が、要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要がある場合は、あらかじめ本人の同意を得ずに要配慮個人情報を取得することができる <u>ただし、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。</u> （法20条2項5号）
84	55	問題 ア	本人が第三者の作成した個人情報取扱事業者の正規のウェブサイト（いわゆるフィッシングサイト）にアクセスし、当該個人情報取扱事業者が取り扱う個人データと同じ内容の情報（IDやパスワード等）を入力した場合	本人が第三者の作成した個人情報取扱事業者の正規のウェブサイト（いわゆるフィッシングサイト）にアクセスし、当該個人情報取扱事業者が取り扱う個人データと同じ内容の情報（IDやパスワード等）を入力したが、 <u>送信しなかった場合</u>